京都市告示第553号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき,建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をしましたので,同条例第4条の規定に基づき告示します。

また,これにより,建築基準法第42条第2項の規定による道路(昭和34年11月1日 京都市告示第232号)の指定を取り消しましたので,併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。 平成30年1月19日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

| 指定番号 | 指定 年月日 | 道路の 幅員 | 道路の 延長 | 道路の位置 | 申請者 |
|----------|--------------|-----------|---------------|---|----------------------------|
| 第 5976 号 | 平成 30.1.5 | メートル 4.00 | メートル 26.07 | 京都市左京区一乗寺 東杉ノ宮町1番地,2 番地及び16番地の 各一部 | 東海建物株式会社 代表取締役 利本 保徳 |
| | | | | | |

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)